

入院時の食事療養費変更について

令和**7**年**4**月**1**日から
入院時の食事療養費の負担額が
変更になります

近年の食材料費等が高騰していること等を踏まえ、厚生労働省からの通知（[令和7年2月20日厚労省告示 第29号](#)）に基づき入院時の食事療養費の負担額を下記のとおり変更いたします。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

入院時の食事療養の標準負担額（患者負担額）			
区 分		令和7年 3月31日まで	令和7年 4月1日から
①	一般の方	490円/食	510円/食
②	難病患者、小児慢性特定疾病患者の方（住民税非課税世帯を除く）	280円/食	290円/食
③	住民税非課税世帯の方で過去1年間の入院日数が90日以内の場合	230円/食	240円/食
④	住民税非課税世帯の方で過去1年間の入院日数が90日を超えている場合	180円/食	190円/食
⑤	住民税非課税世帯に属しかつ所得が一定基準に満たない70才以上の高齢受給者	110円/食	110円/食